

新型コロナワクチン接種についてのお知らせ(要約)

① 接種が受けられる時期

接種を行う期間は、令和3年2月17日から令和4年2月末までの予定です。最初は、医療従事者等から順次行われます。なお、高齢者への接種は、一部の市町村で4月12日に開始される見込みです。

② 接種回数と接種の間隔

2回の接種が必要です。

ファイザー社のワクチンでは、通常、1回目の接種から3週間後に2回目の接種を受けます。

③ 接種の対象や、受ける際の接種順位

新型コロナワクチンの接種対象は、接種する日に16歳以上の方です。

高齢者の方は、(令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方)となります。次に高齢者以外で基礎疾患が、次の順番になります。

基礎疾患を有する者の範囲

(1) 以下の病気や状態の方で、通院/入院している方

- 1.慢性の呼吸器の病気
- 2.慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- 3.慢性の腎臓病
- 4.慢性の肝臓病(肝硬変等)
- 5.インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- 6.血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- 7.免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
- 8.ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 9.免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 10.神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- 11.染色体異常
- 12.重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態)
- 13.睡眠時無呼吸症候群
- 14.重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

(2) 基準(BMI 30以上)を満たす肥満の方 *BMI30の目安:身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg。

④ 妊娠を考えている方や妊娠中の方、授乳中の方、新型コロナウイルスに感染したことがある方も、ワクチンを受けることができます。

日本産婦人科感染症学会・産婦人科学会からは、「感染リスクが高い医療従事者、重症化リスクがある可能性がある肥満や糖尿病など基礎疾患を合併している方は、ワクチン接種を考慮する」と提言されています。

また、授乳中の女性については、現時点で特段の懸念が認められているわけではなく、海外でも接種の対象とされています。ワクチンを受けるかお悩みの方は、主治医とご相談ください。海外の動向などについて、下記※に追記がありました。

(※)21年3月1日に、米国疾病予防管理センター(CDC)の予防接種諮問委員会(ACIP)にて、新型コロナワクチンの妊婦への安全性について、米国の最新情報が発表されました。2月16日までのデータで、少なくとも1回以上同ワクチンを接種した妊婦は3万人を超えており(※※)、局所反応や全身反応について、妊娠されている方と妊娠されていない方の間で大きな差はなかったこと、流産等の妊娠に特有の問題については自然発生率(新型コロナウイルスワクチンが導入される前に起きていた頻度)と比較して大きな差異はなかったこと等が報告されています。

⑤ 接種が受けられる場所

原則として、住民票所在地の市町村(住所地)の医療機関や接種会場で接種を受けていただきます。インターネットで、ワクチンを受けることができる医療機関や接種会場を探すための、接種総合案内サイトを設置する予定です。そのほか、市町村からの広報などをご確認ください。なお、住所地以外でワクチンを受けていただくことができる見込みです。具体的な手続きは、今後案内します。

(☞基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受けれるか?は、検討中のようです。)

⑥ 接種を受けるための手続き

次のような方法で接種を受けることになります。

- (1)接種の時期より前に、市町村から「接種券」と「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届きます。
- (2)ご自身が接種可能な時期が来たことをご確認ください。
- (3)ワクチンを受けることができる医療機関や接種会場をお探してください。
- (4)電話やインターネットで予約をしてください。
- (5)ワクチンを受ける際には、市町村より郵送される「接種券」と「本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)」を必ずお持ちになってください。

なお、接種費用は全額公費(無料)で接種出来ます。

⑦ 接種を受ける際の費用

全額公費で接種を行うため、無料で接種できます。

⑧ 接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が、極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。